

○第5次総合計画中間評価会議要綱

平成27年7月15日

告示第56号

(設置)

第1条 第5次東員町総合計画（以下「総合計画」という。）の中間期の達成度を評価し、及び検証するため、第5次総合計画中間評価会議（以下「中間評価会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 中間評価会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合計画の施策の成果指標を基に評価し、及び検証し、意見を述べること。
- (2) 前号の評価及び検証後、意見及び課題を取りまとめ、町長に提出すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 中間評価会議は、委員40人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) とういん未来会議委員であったもの
- (2) その他町長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 中間評価会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は委員の互選により選出し、副会長は委員の中から会長が指名する。

(任期)

第5条 委員の任期は、第2条に定める所掌事務の完了の日までとする。

(会議)

第6条 中間評価会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、助言者として関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 中間評価会議の庶務は、政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、中間評価会議に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。